

ウズベキスタンにおける  
外国人労働許可／労働ビザ取得手続き  
ガイド

2026年1月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

タシケント事務所

貿易投資相談課

#### **報告書の利用についての注意・免責事項**

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）タシケント事務所がウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」に作成委託したものです。本報告書の内容は 2025 年 11 月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法律助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロ、ウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」および日本の弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付隨的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロ、ウズベキスタンの法律事務所「Uryu Itoga Tashkent」および日本の弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）  
タシケント事務所  
E-mail: [UZT@jetro.go.jp](mailto:UZT@jetro.go.jp)

海外ビジネスサポートセンター/貿易投資相談課  
E-mail : [scb-support@jetro.go.jp](mailto:scb-support@jetro.go.jp)



## 目次

はじめに .....	1
<b>第1章 ウズベキスタンにおける外国人の労働許可制度.....</b>	<b>1</b>
1. 外国人の就労権利確認書の取得手続き .....	1
a) 定義.....	1
b) 申請先 .....	2
c) 提出書類.....	2
d) 発行機関 .....	3
e) 審査期間.....	3
f) 申請時期・有効期間・手数料の金額 .....	3
2. 一定の外国人労働者の特例 .....	4
a) 熟練専門家.....	4
b) 高度熟練専門家 .....	4
c) 大統領学校教授・大学教授.....	4
d) 元ウズベキスタン出身者 .....	4
e) 各種優遇.....	5
3. 労働許可制度の適用免除 .....	5
4. 外国人労働者の無許可雇用に係る処罰 .....	6
<b>第2章 入国用労働ビザ（査証）の発給制度.....</b>	<b>7</b>
1. ビザの概要.....	7
2. ウズベキスタンへの入国手続き .....	10
a) ビザ発給当局 .....	10
b) ビザ有効期間 .....	10
c) ビザ発給手数料 .....	10
d) ビザ発給の流れ .....	11
e) 入国・出国拒否の根拠 .....	12
3. 国内における滞在登録制度 .....	13
a) 制度の概要 .....	13
b) 手続の根拠法 .....	13
c) 届出先 .....	13
d) 提出資料 .....	13
e) 手数料 .....	14
f) 登録期間 .....	14
g) 法令違反に対する責任 .....	14
各種書類サンプル .....	16

# ウズベキスタンにおける 外国人労働許可／労働ビザ取得手続きガイド

## はじめに

ウズベキスタン国内での日本国籍者を含む外国人の労働活動は、所定の許可手続きを経て、かつ適切なビザを取得した上で許される。ウズベキスタンでは外国人労働者の受け入れに対する全国的な人数制限（クオーター）などは設けられていないが、経済特区の入居企業では従業員の 90%、生産物分与契約（鉱物資源の採掘等に関する契約）では従業員の 80%、外国企業の駐在員事務所では従業員の 60%がウズベキスタン国籍者でなければならない。法令で定められているこれらの規制以外は、一般的に、外国人雇用の制限はない。

本ガイドではウズベキスタンでの外国人の労働許可制度と労働活動に関連するビザ取得の制度を紹介する。

## 第 1 章 ウズベキスタンにおける外国人の労働許可制度

ウズベキスタンで外国人の労働者を雇用しようとする雇用者は雇用する外国人毎に当該外国人労働者の就労権利の確認書を取得する。外国人の労働許可制度は 2022 年 2 月 22 日付閣僚会議決定 No.86 の付属書 20 号<sup>1</sup>（以下、「閣僚会議決定第 86 号」という）で規定されている。以下、詳細を説明する。

### 1. 外国人の就労権利確認書の取得手続き

#### a) 定義

ウズベキスタン共和国での就労権利確認書（ウズベク語では「*мехнат фаолияти хукуқини берадиган тасдиқнома*」（メフナト・ファオリヤティ・フクニイ・ベラデギヤン・タスディクノマ））といふ。以下、「外国人就労権利確認書」とは、外国人（外国籍者）に対しウズベキスタンで就労する権利を与える行政文書である。外国人はこの確認書を取得せずにウズベキスタン内で労働活動を行うことはできない。外国人就労権利確認書には外国人労働者個人の情報に加え、外国人労働者の受入機関、就労権利確認書の有効期間、外国籍者の労働資格や業種が明記される。書式についてはサンプル 1 を参照のこと。

外国人就労権利確認書の取得手続きは、次の図表を参照のこと。

【図表】 1

ステップ	主体	行為	所要期間
<b>STEP 1</b>	雇用者	1. 行政サービス・センターまたはポータルサイトで外国人就労権利確認書の交付申請。	任意
		2. 申請手数料を納付。	申請時
<b>STEP 2</b>	行政サービス・センター	ウズベキスタン共和国貧困削減・雇用省の地方管轄局へ申請書を転送する。	申請受領後 5 営業日 以内
	ポータルサイト		
<b>STEP 3</b>	貧困削減・雇用省の地方管轄局	1. 雇用者が指定した欠員業種について国内労働者の存否を検討した上で外国人労働者の受け入れの有用性を審査する。	申請受領後 5 営業日 以内
		2. 貧困削減・雇用省に対しポータルサイト経由で外国人労働者の受け入れの有用性の存否について意見書を送付する。	
<b>STEP 4</b>	貧困削減・雇用省	1. 申請書の審査  2. 行政サービス・センター(出頭方式の申請の場合)またはポータルサイト経由で雇用者に(ポータル経由で申請の場合)審査判断について通知する(外国人就労権利確認書の交付決定が下された場合、手数料の金額も記載される)。	申請受領後 15 営業日 以内
<b>STEP 5</b>	雇用者	許可が下りた場合、外国人就労権利確認書発行手数料を納付。	特段規定なし。
<b>STEP 6</b>	貧困削減・雇用省	オンラインで外国人就労権利確認書を交付する。	通常は手数料納付当日

### b) 申請先

外国人就労権利確認書の交付について、外国人労働者を受け入れようとする雇用者は、「出頭方式」または「電子方式」で行政サービス・センターまたはポータルサイト(<https://my.gov.uz/>) 経由で申請できる。申請方式については上記を参照のこと。

### c) 提出書類

外国人就労権利確認書の取得に際し、以下書類(図表2)を提出する。

**【図表】 2**

No	必要書類	備考
1	申請書（システムに記入）	※ サンプル2を参照。
2	外国人アンケート（システムに記入）	外国人労働者の個人情報のほか、従事しようとする業種での業績、直近の勤務先、従事する業種、ビザ情報、ウズベキスタン国内の住所および連絡先など ※ サンプル3の所定の様式を参照。
3	入国ビザのコピー	入国に際しビザ取得が必要な国籍者。日本国籍者に関しては第2章を参考のこと。ウズベキスタンに入国していない外国人の採用時は不要。
4	外国人の顔写真	3cm×4cm
5	労働契約書案	外国人労働者受け入れにかかる雇用者の希望、条件や賃金（報酬）が記載され、外国人労働者との事前の合意を証明するもの。
6	外国人労働者の資格証明書	（後述）熟練専門家および高度熟練専門家ステータスを取得する場合
7	雇用者に関する簡単な情報	（後述）熟練専門家および高度熟練専門家ステータスを取得する場合
8	外国人のパスポートのコピー	（後述）熟練専門家および高度熟練専門家ステータスを取得する場合

#### d) 発行機関

外国人就労権利確認書はウズベキスタン共和国貧困削減・雇用省が発行する。

#### e) 審査期間

外国人就労権利確認書の取得申請は、申請から15営業日以内に審査されることになっている。

#### f) 申請時期・有効期間・手数料の金額

法令上、外国人就労権利確認書を取得するための申請時期は特に規定されていない（延長を除く）が、各外国人労働者の受け入れまでの手続期間や後述するビザ取得までの期間を考慮した上で、余裕をもって申請する。

外国人就労権利確認書は発効日から労働契約の終了まで有効。但し最長1年間となる。有効期間を延長しようとする場合、図表1のとおり再申請する。

図表1で記載したとおり、外国人就労権利確認書を取得する手続きを行う際に申請手数料と発行手数料を納付する。現在、後述する一部の外国人の労働者を除く外国人労働者について、申請手数料は基礎計算額（注）の1倍（412,000スム）、発行手数料は基礎計算額の30倍（12,360,000スム＝約16万円）で、延長ごとに納付する必要がある。

注：ウズベキスタンで最低賃金や公的サービスの金額、行政罰の罰金額などを設定する場合に利用される最低単位額。

## 2. 一定の外国人労働者の特例

次に紹介する一部の外国人の雇用については特例が規定されている。

### a) 熟練専門家

熟練専門家（ウズベク語で「*малакали мутахассис*（マラカリ・ムタハスシス）」という。）とは、大学の学位を有し、従事しようとする業種または学位による専攻分野で 5 年以上の職歴があり、かつウズベキスタンでの労働を行う上で、その年間賃金（報酬）が 3 万米ドル相当以上<sup>注</sup>の外国人を指す。

注：ウズベキスタンでは外貨による給与の受け取りが禁止されていることから、同専門家のステータスを得る場合はスム建てで同額相当（以上）の給与を受け取ることが必要。残ったスムについてはウズベキスタンの銀行でスムからドルに転換し、本国へ送金することが可能。

### b) 高度熟練専門家

高度熟練専門家（ウズベク語で「*юқори малакали мутахассис*（ユコリ・マラカリ・ムタハスシス）」という。）とは、ウズベキスタン共和国高等教育・科学・イノベーション省が認定した国際的な大学（世界の大学ランキングを順位付けている「QS」、「THE」および「ARWU」<sup>2</sup>という三つのランキング内の最高位 1,000 校）を卒業し、従事しようとする業種または学位の専攻分野につき 5 年以上の職歴があり、かつ、ウズベキスタンでの労働を行う上で、その年間賃金（報酬）が 6 万米ドル相当以上<sup>注</sup>の外国人をいう。

注：上記に同じ。

### c) 大統領学校教授・大学教授

ウズベキスタン国内の「大統領学校」（ウズベク語で「*Президент мактаблари*（プレジデント・マクタブラリ）」という）および大学で勤務する教授および専門家等（以下「特定教授等」）についても一定の優遇などの特例が設けられている。

### d) 元ウズベキスタン出身者

元ウズベキスタン出身者（ウズベク語で「*ватаандош*（ヴァタンドシ）」という）とは、ウズベキスタン出国後、外国籍を取得し、ウズベキスタンへの精神的・文化的な帰属感があり、ウズベキスタンとの文化的・人道的・社会経済的その他の友好関係を発展しようとするウズベキスタン出身者をいう。民族的・言語的な帰属感および文化・歴史的な観点から本人をウズベク人またはカラカルパク人と認め、あらゆる側面からウズベキスタンとの関係を維持しようとする外国居住の外国国籍者または無国籍者も元出身者とみなされる。このカテゴ

リーに該当する場合も手数料の減免措置が適用される。

#### e) 各種優遇

上記 a)～d)の外国人の労働活動は次の表記載の特例や優遇が定められている。

**【図表】 3**

外国人労働者区分	外国人就労権利確認書			
	有効期間	手数料		
		申請手数料	発行手数料	
高度熟練専門家	最長 3 年	基礎計算額の 1 倍 (412,000 スム) ※ 一般同様	基礎計算額の 1 倍	
熟練専門家			基礎計算額の 2 倍	
国立または私立の教育機関の教授または職員			基礎計算額の 1 倍	
元ウズベキスタン出身者			基礎計算額の 2 倍	
零細企業支援センターの紹介により新規案件の枠内で専門家として招待された外国籍者	最長 3 年		基礎計算額の 1 倍 基礎計算額の 1 倍 ※ 一般同様	
国際ブランド企業の技術者、デザイナーやマーケター等の外国籍者の専門家			全額免除	
外国籍者の医者	最長 1 年		基礎計算額の 5 倍	
宝石業界に採用された外国籍者				

### 3. 労働許可制度の適用免除

閣僚会議決定 No.86 の付属書 20 号 12 条によって、図表 4 の外国人の労働活動については外国人就労権利確認書の取得は免除されている。

**【図表】 4**

No	免除対象	備考
1	基礎計算額の 8,500 倍以上の金額 (35 億 200 万スム) をウズベキスタンに投資した外国人 (株式・持分購入または外資系企業の設立)	※ 当該会社でいかなる地位でも就労可能
2	国際・政府間組織、外国政府機関の代表部の職員で、ウズベキスタン外務省による認証 (アクレジテーション) を与えられた者、その他外交上の地位がある者	
3	観光・文化財産省の紹介で観光分野で就労する専門家	※ 但し 3 カ月以内
4	国内で活動中の 100%外資企業、合弁企業または新規設立されるこれらの企業の設立者およびその初の代表者 (社長)	※ 但し 3 カ月以内

<b>5</b>	国家間協定に基づき設立されたウズベキスタン国内の機関の科学・文化活動に従事する者	
<b>6</b>	高等教育機関のプログラムの枠内で、休暇中にインターンシップ訓練を受ける学生	
<b>7</b>	外務省が認定した報道機関の特派員	
<b>8</b>	法務省が認定した NGO、国際・外国 NGO の事務所・支店のスタッフ	
<b>9</b>	国内の大統領学校、大学で勤務する教授および専門家等	
<b>10</b>	永住許可取得者	
<b>11</b>	国際条約によって別段の就労規定が定められた者	
<b>12</b>	投資貿易省の認定を受けた外国企業の駐在員事務所の外国人労働者	※ 当該駐在員事務所においてのみ就労可能
<b>13</b>	IT Park 入居企業の外国籍者の専門家	
<b>14</b>	外国からリモート形式で就労する外国籍者	

#### 4. 外国人労働者の無許可雇用に係る処罰

本章で紹介した外国人労働者の労働活動許可手続きの違反者には法令上、一定の処罰が設けられている。処罰は雇用者に対するもの、外国人(労働者)に対するものに区別できる。詳細は図表 5 を参照のこと。

【図表】 5

根拠条文	違反行為	処罰・罰金
行政責任法典第 49 条の 4 の第 1 項	外国人労働者の受け入れおよび雇用手続きの違反	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に対する処罰：基礎計算額の 5~10 倍の金額の行政罰金</li> <li>・企業等の組織の責任者に対する処罰：基礎計算額の 10~25 倍の金額の行政罰金</li> </ul>
行政責任法典第 49 条の 4 の第 2 項	行政責任法典第 49 条の 4 の第 1 項の違反が罰金徵収日から 1 年以内に再度起こされた場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に対する処罰：基礎計算額の 10~15 倍の金額の行政罰金</li> <li>・企業等の組織の責任者に対する処罰：基礎計算額の 25~50 倍の金額の行政罰金</li> </ul>

## 第2章 入国用労働ビザ（査証）の発給制度

2018年2月10日から日本国籍者について入国日から30日間までの滞在に限りウズベキスタン査証が免除されている。

しかし、図表2で記載されているとおり、外国人労働者（日本国籍者を含む）を労働活動のためにウズベキスタンに受け入れる手続きを行う際には、入国ビザのコピーの提出も求められることからビザの取得が必要になる。以下、ビザ取得等の手続きを紹介する。

### 1. ビザの概要

外国人（無国籍者も含む）は個人の用務、業務、観光、留学、就労、医療や永住のためにウズベキスタンに入国することができる。ビザの種類は下表のとおりである。

【図表】 6

No	ビザ種類	入国目的	有効期間
1	D-1	外交用入国ビザ（常駐認定者） ウズベキスタン外務省が信任状を与えた国際・政府間組織、外国政府機関の代表部の常駐職員およびその配偶者等（外交パスポート保持者）	信任状の期間
2	D-2	外交用入国ビザ（一時入国者） ウズベキスタン外務省が信任状を与えた国際・政府間組織、外国政府機関の代表部のウズベキスタン国内で一時滞在する職員およびその配偶者等（外交パスポート保持者）	最長3カ月
3	DT	外交用入国ビザ（外交パスポート保持者の観光用） 国際・政府間組織、外国政府機関の外交官およびその配偶者等（外交パスポート保持者）	最長1カ月
4	S-1	職務用入国ビザ（常駐認定者） ウズベキスタン外務省が信任状を与えた国際・政府間組織、外国政府機関の代表部の常駐職員およびその配偶者（外交パスポート保持者以外）、ウズベキスタン法務省が認定したNGO、国際・外国NGOの事務所・支店の常駐職員およびその配偶者	信任状の期間
5	S-2	職務用入国ビザ（一時的） 外務省が信任状を与えた国際・政府間組織、外国政府機関の代表部の国内で一時滞在する職員およびその配偶者（外交パスポート保持者以外）、法務省が認定したNGO、国際・外国NGOの事務所・支店の一時滞在職員およびその配偶者	最長3カ月
6	S-3	職務用入国ビザ（ウズベキスタン公的機関の招聘による） 公的機関等の招聘によって入国する職務出張者	最長1年
7	O	公式入国ビザ（公式実務訪問等の枠内） 大統領、国会、内閣の招聘で入国する公式団体のメンバー	公式行事開催期間
8	B-1	業務用入国ビザ（関係省庁の認定を受けた関係機関）	認定期間

		外国企業の駐在員事務所、外国銀行、金融組織の職員	
9	B-2	業務用入国ビザ（ビジネス・ビザ） ウズベキスタンに一時滞在するビジネス関係者の外国人	最長 1年
10	T	観光用入国ビザ 観光目的で入国する外国人	最長 1カ月
11	TG	団体観光用入国ビザ 観光目的で5人以上の団体として入国する外国人	最長 1カ月
12	PLG	巡礼ビザ 観光業者、宗教委員会の申請によりウズベキスタンの文化・歴史・宗教遺産を見学する外国人	最長 2カ月
13	E	就労用入国ビザ（対外労働移民庁の許可に基づく） 貧困削減・雇用省の外国人就労権利確認書の発給を受けた外国人	外国人就労権利確認書の有効期間
14	J-1	記者用入国ビザ（外務省の認定を受けたもの） 外務省が認定した外国報道機関の特派員およびその配偶者	認定期間
15	J-2	記者用入国ビザ（外務省付属機関「ドゥニヨ」の一時認定を受けたもの） 外務省の一時認定を受けた外国報道機関の特派員	認定期間
16	PV-1	ゲスト用入国ビザ（ウズベキスタン国籍保有者がウズベキスタン内務省移民局経由で招待する場合） ウズベキスタン国籍保有者が招待する外国人客	最長 1年
17	PV-2	ゲスト用入国ビザ（外国人が招待する場合） ウズベキスタンで常駐認定または登録を受けた外国人が招待する外国人客	最長 1年
18	VTD	元ウズベキスタン出身者用の入国ビザ（ウズベキスタン国籍保有者がウズベキスタン内務省移民局経由で招待する場合） 上記の者のウズベキスタン在住親戚等の招待による入国する元ウズベキスタン出身者およびその配偶者	最長 2年
19	STD	学生用入国ビザ（大学間交換プログラムによる短期留学） 国内の大学等の申請により短期留学する外国人	最長 1年
20	A-1	留学用入国ビザ（定期留学） 国内の大学等の申請により留学する外国人	最長 1年
21	A-2	教授用入国ビザ（ウズベキスタンで定期就労する場合） 国民教育省、高等教育部の傘下にある教育施設および外国教育施設のウズベキスタン分校の教授	最長 1年
22	A-3	研究者用入国ビザ（短期） 科学アカデミー・国内の研究機関・大学や各省庁の申請により国内で研究・教授活動を行う外国人	3カ月～ 2年
23	MED	医療用入国ビザ 医療施設の招待により医療のために入国する外国人	最長 3カ月
24	C-1	乗務員・クルー入国ビザ	最長

		航空機・電車の乗務員	1年
25	C-2	運転手入国ビザ 貨物輸送用自動車の運転手	最長 1年
26	EXIT	出国ビザ 入国ビザの有効期限が過ぎた後に出国する外国人	最長 1カ月
27	TRAN	トランジット用ビザ ウズベキスタン領域を通過する外国人	最長 3日
28	INV	マルチプル・投資ビザ 基礎計算額の 8,500 倍以上の金額（35 億 200 万スム）をウズベキスタンに投資した外国人（株式・持分購入または外資系企業の設立） ※ これら企業の申請により発行 ※ 国内にて延長可能	最長 3年
29	IT	マルチプル・IT ビザ IT 分野の外国投資家および専門家、IT Park の入居者企業の設立者に対して、IT Park 事務局の推薦状に基づき発行される ※ 国内にて延長可能	最長 3年

日本国籍者を含め外国人労働者がウズベキスタン法人との雇用契約に基づき、労働活動のためにウズベキスタンに入国する場合、上記ビザ種類のうち就労用入国ビザ「E」を取得する必要がある。就労用入国ビザ「E」は、初めてウズベキスタンに入国しようとする場合は、諸外国でのウズベキスタンの領事施設でも取得可能であり、ウズベキスタン国内で取得しようとする場合は、業務用入国ビザ「B-1」、「B-2」または職務用入国ビザ「S-3」を保有しながら第1章で説明した外国人就労権利確認書を取得し、追って就労用ビザ「E」に切り替えることも可能である。

ウズベキスタン国内での（日系含む）外国企業の駐在員事務所など図表4記載の（日本人含む）外国人スタッフ、ウズベキスタン国内で雇用関係がない（いわゆる）「プロジェクトオフィス」のスタッフは就労許可制度の対象外となり、「E」ビザを取得する必要はない（「B-1」などになる）。

なお、外務省付属外交団サービス局（DDS）は外国企業の駐在員事務所、外国資本が参画するウズベキスタン法人における外国人労働者のビザ関連サービスを有料ベースで提供している。（同局ウェブサイト <https://www.ddsmfa.uz/en>）

## 2. ウズベキスタンへの入国手続き

### a) ビザ発給当局

入国ビザは各国ウズベキスタン大使館領事部および総領事館、国内の国際空港内の外務省担当部署によって発給される。

一方、内務省はウズベキスタン滞在中の次のカテゴリーの者にビザを発給する（他の種類のビザからの切り替えを行う）<sup>3</sup>。

- ・ 投資貿易省の認定を受けた外国企業の駐在員事務所職員
- ・ 所定の手続きにより登録を受けた外国銀行、金融機関職員
- ・ 外国人就労権利確認書を取得した外国人労働者
- ・ 投資プロジェクトの実行に従事する外国企業の役員、専門家等（各省庁等の申し込みによる）
- ・ ウズベキスタンに設立される外資系企業の出資者、その配偶者
- ・ ウズベキスタンの「名誉市民」のステータスのある外国人等
- ・ 投資ビザ
- ・ IT ビザ

### b) ビザ有効期間

各入国ビザの有効期間については図表 6 を参照のこと。

### c) ビザ発給手数料

入国ビザの発給について所定の手数料を納付する<sup>4</sup>。金額は下表を参照のこと。ウズベキスタン政府と日本国政府との合意により両国の国籍者のビザ発給に関する手数料は免除されている。

【図表】 7

種類	ビザ期間	外務省発給ビザ	内務省ビザ発給・延長
シングル・ビザ	7 日未満	40 米ドル	基礎計算額の 2 倍
	15 日未満	50 米ドル	基礎計算額の 2 倍
	30 日未満	60 米ドル	基礎計算額の 2 倍
	3 カ月未満	80 米ドル	基礎計算額の 3 倍
	6 カ月未満	120 米ドル	基礎計算額の 5 倍
	1 年未満	160 米ドル	基礎計算額の 6 倍
	備考	2 回目以降の発給時には 10 米ドル加算。	2 回目以降の発給時には 基礎計算額の 4 割加算。
マルチプル・ビザ (3 回以上の渡航 を希望する場合)	6 カ月未満	150 米ドル	基礎計算額の 6 倍
	1 年未満	250 米ドル	基礎計算額の 10 倍
	2 年未満	300 米ドル	基礎計算額の 12 倍
	3 年未満	350 米ドル	基礎計算額の 14 倍

トランジット・ビザ	72 時間未満	40 米ドル	
	ダブル	50 米ドル	
観光用ビザ	30 日未満	40 米ドル	
観光用シングル・e-visa	30 日未満	20 米ドル	
観光用ダブル・e-visa	30 日未満	35 米ドル	
観光用マルチプル・e-visa	30 日未満	50 米ドル	
グループ・ビザ (16 歳以上 5 人以上)	15 日未満	一人当たり 15 米ドル	
	30 日以上	一人当たり 25 米ドル	
グループ・e-visa	30 日未満	一人当たり 20 米ドル	
相談料		20 米ドル相当の金額	N/A
エキスプレス(急ぎで取得する場合)		個人の場合 15 米ドル 外国企業の場合 20 米ドル	N/A
<p>※ 外務省発給ビザの金額は、10 営業日前にビザ申請する場合の金額。</p> <p>※ ビザ取得希望日の 3~10 日営業日前に申請する場合は上記金額に 30% 加算される。</p> <p>※ ビザ取得希望日の 2 営業日以下前に申請する場合は上記金額に 50% 加算される。</p>			

#### d) ビザ発給の流れ

外国人労働者によるビザ取得の流れは下表のとおりである。

【図表】 8

ステップ	主体	行為	必要書類	所要期間
STEP 1	受入組織等	ウズベキスタン外務省にビザ支援申請を提出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所定のビザ支援申請書※1</li> <li>・ 外国人旅券のコピー</li> <li>・ 受入組織等の社長の任命に関する辞令等のコピー</li> <li>・ 代理申請の場合、受入組織等の委任状コピー</li> <li>・ 受入組織等の登録証明書等(ライセンス等)のコピー</li> <li>・ 受入組織等の外務省宛レター</li> <li>・ 当該外国人の勤務先からの証明書等</li> <li>・ 電子アンケート</li> <li>・ 到着空港でビザ発給希望</li> </ul>	

			の場合、航空券または予約票	
<b>STEP 2</b>	受入組織等	外国人本人に受け入れ 招待状を送付	招待状	ビザ支援申請書の提出後
<b>STEP 3</b>	外務省	受入組織等のビザ支援申請書を審査し、外国人が所在する住所を管轄する領事部・総領事館に連絡		
<b>STEP 4</b>	外国人	領事部へのビザ申請	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ビザ申請書※2</li> <li>・招待状</li> <li>・旅券</li> <li>・外国人就労権利確認書 (3カ月以上の労働活動に従事する場合)</li> <li>・その他活動に応じた資料。例えば、法務省の認定証明書(法務省認定のNGO等)、外務省の認定証明書(外務省認定の組織)</li> </ul>	図表7の最後の欄を参照のこと。
<b>STEP 5</b>	領事部 総領事館	ビザ申請の審査		10日間
<b>STEP 6</b>	領事部 総領事館	ビザ発給		申請後 10日以内

※1 その書式についてはサンプル4を参照のこと。

※2 その書式についてはサンプル5を参照のこと。

#### e) 入国・出国拒否の根拠

外国人が入国を拒否される理由は以下のとおりである。

- 1) 国家の安全または公序良俗のため
- 2) ウズベキスタン共和国国籍者その他の者の権利および法的利益の保護のために必要である場合
- 3) 外国人が外国テロ組織、過激派組織その他の犯罪組織の活動に関係している場合
- 4) 本人について偽情報を通知した場合、または必要な資料を提出しなかった場合
- 5) 過去の滞在中にウズベキスタン出入国規則の違反、滞在規則の違反や通関、外為法その他の法令の違反行為が判明した場合
- 6) 社会の安全および生命に危険を及ぼすような病気等にかかっており、かつ、相応する病気がウズベキスタン共和国保健省によって認識されている場合
- 7) 外務省によってその人がウズベキスタン滞在が望ましくない者のリストに掲載されている場合

以下は、外国人がウズベキスタンからの出国を認められない場合の根拠である。

- 1) その出国が国家安全の保障を侵害する場合（出国拒否の状況が終了する時まで）
- 2) その者の外国への常駐出国を妨げる契約上の債務が存在する場合（債務終了時まで）
- 3) その者に刑事訴訟が起こされている場合（事件終了時または判決言い渡しの時まで）
- 4) 犯罪について有罪判決が言い渡された場合（刑罰執行の終了時または免責時まで）
- 5) その者が裁判所によって科された義務の執行を怠った場合（義務執行の終了時まで）
- 6) 本人について偽情報を通知した場合
- 7) その者に対し民事訴訟が提起された場合（判決の言い渡しおよびその執行の時まで）

### 3. 国内における滞在登録制度

#### a) 制度の概要

ウズベキスタンでは、治安の確保、違法行為の防止や住民移動の記録を行うために特定人が特定地区で滞在している事実を認定する「住所登録または滞在登録（ロシア語では「регистрация по месту жительства и месту пребывания」という）制度」がある。

現行法では、ウズベキスタンに滞在する外国人（日本国籍者を含む）は、入国日または国内での住所移動日の翌日から 3 日以内に（日曜・祝日を除く）本人が滞在する地区的内務省担当部署に当該外国人の住所の届出（登録）しなければならない。

外国人がホテルやゲストハウスのような宿泊施設で滞在する場合には、その届出はこれら宿泊施設によって行われる。外国人がウズベキスタン在住の個人の招待者の自宅で宿泊する場合には、インターネット経由または招待者による出頭届出で滞在登録を行う必要があり、招待者側がその責任を負う<sup>5</sup>。

#### b) 手続の根拠法

首都のタシケント市、隣接するタシケント州（以下「タシケント」）とタシケント以外の各地方では滞在登録について異なる規則が適用される。外国人労働者の滞在登録手続きについては、2020 年 9 月 28 日付閣僚会議決定第 593 号に規定されている。

#### c) 届出先

外国人労働者の滞在登録は各市町内の内務省担当部局（具体的には「移民・国籍手続課」、ロシア語では「отдел миграции и оформления гражданства（アッジエール・ミグラー・ツィ・イ・アフォルムレーニア・グラジダンストボ）」という）にて行われる。

#### d) 提出資料

受入組織等は国内で労働活動を行う外国人の滞在登録を行うため、①申請書、②受入組織の願書（サンプル 6 を参照）、③本人のパスポート、④住宅の権利書類（賃本など）、⑤住宅所有者による滞在登録合意書、⑥滞在登録に必要な手数料の支払（領収）書を合わせて提出

する。

**e) 手数料**

外国人の一時滞在登録について一定の手数料が徴収される。その金額は、登録期間に応じて、1カ月間までは無料、3カ月間までは基礎計算額の2倍、6カ月間までは基礎計算額の4倍、1年間までは基礎計算額の8倍、2年間までは基礎計算額の10倍、3年間までは基礎計算額の12倍となる（国家手数料に関する2020年1月6日付ウズベキスタン共和国法律第600号付属書1号19条）。

**f) 登録期間**

外国人労働者の滞在登録は、そのビザの有効期間まで行うことが可能。滞在登録期間を延長するには先にビザの有効期間を延長する必要がある。

**g) 法令違反に対する責任**

外国人（外国人労働者を含む）の滞在登録制度の違反行為に対しては、法令上、厳格な処罰が設けられている。処罰は外国人の受入側（個人または法人）に対するもの、そして外国人（労働者）本人に対するものがある。

実務では、日系企業や駐在員事務所の職員の移動等の際に手続きを失念するなどの理由で登録期限が過ぎてしまう場合も見られているため、十分注意する必要がある。

詳細は図表9を参照のこと。

**【図表】9**

根拠条文	違反行為	処罰・罰金
行政責任法典第225条の第1項	外国人のウズベキスタン滞在規則の違反* (無効な証明書等による滞在、一時登録・転居登録手続等の違反、滞在期間終了後の滞在(オーバーステイ)など) *10日間まで	・当該不法滞在者に対する処罰： 基礎計算額の5倍の金額の行政罰金
行政責任法典第225条の第2項	ウズベキスタン滞在規則の違反行為が11日以上30日未満である場合	・当該不法滞在者に対する処罰： 基礎計算額の15倍の金額の行政罰金
行政責任法典第225条の第3項	行政責任法典第225条の第1項のウズベキスタン滞在規則の違反行為が31日以上である場合	・当該不法滞在者に対する処罰： 基礎計算額の25倍の金額の行政罰金
行政責任法典第225条の第4項	外国人のウズベキスタン受入規則が受入側（組織）の責任者によって違反された場合	・当該違反者である責任者に対する処罰： 基礎計算額の25倍の金額の行政罰金
行政責任法典第225条	・受入側による外国人の滞在登録の懈怠	・当該違反者である受け入れ側に対する処罰：

の第 5 項	• 滞在期間が終了した外国人の 出国懈怠が受け入れ側によつ て起こされた場合など	基礎計算額の 15 倍の金額の行政罰金
行政責任法 典第 225 条 の 1	国外追放（退去強制令書）の 不執行	・当該違反者である外国人に対する 処罰： 基礎計算額の 75~100 倍の金額の行政罰 金又は 15 日以下の行政逮捕

行政責任法典第 225 条の第 1 項～第 3 項の違反に対する行政罰金について未納があった場合には、当該外国人は 1 年間の入国制限を受けた上で国外追放処分となる。また、行政処罰が科された後 1 年以内にウズベキスタン滞在規則の違反が再度起こされた場合には、当該外国人は 3 年間入国制限を受けた上で国外追放処分となる。

## 各種書類サンプル

### サンプル1：【外国人就労権利確認書（ロシア語）】

 Агентство по вопросам внешней  
трудовой миграции

№ [REDACTED]  
Дата создания документа: [REDACTED]  
Документ выдан: [REDACTED]  
Идентификационный номер получателя: [REDACTED]

**МЕХНАТ ФАОЛШИТИ ҲУҚУҚИНИ БЕРАДИГАН ТАСДИҚНОМА**  
**CONFIRMATION FOR THE EMPLOYMENT**

Тасдиқнома рўйхат раками: [REDACTED]  
В соответствии с Положением о порядке привлечения и использования иностранной рабочей силы в Республике Узбекистан гражданину [REDACTED]

(гражданство) [REDACTED]  
(фамилия, имя, отчество) [REDACTED]  
(паспорт серия, номер) [REDACTED]  
предоставляется право для работы на (у) [REDACTED]

(для юридического лица — наименование и адрес, для физического лица — Ф.И.О., паспортные данные и адрес)  
на период: с [REDACTED] по [REDACTED]  
Статус иностранного гражданина: [REDACTED]  
(высококвалифицированный, квалифицированный специалист, соотечественник, работник)  
Подтверждение действительно для профессиональной деятельности указанного работодателя в качестве [REDACTED]  
(профессия, должность): [REDACTED]

Данный документ является копией электронного документа, сформированного в соответствии с Положением о Едином портале интерактивных государственных услуг, утвержденным постановлением Кабинета Министров Республики Узбекистан от 15 сентября 2017 г. № 728. Для проверки достоверности сведений, указанных в копии электронного документа, перейдите на веб-сайт [hero.gov.uz](http://hero.gov.uz) и ведите уникальный номер электронного документа, либо просканируйте QR-код с помощью мобильного устройства. Внимание! В соответствии с постановлением Кабинета Министров Республики Узбекистан от 15 сентября 2017 г. № 728 сведения, содержащиеся в электронных документах, являются легитимными. Государственным органам категорически запрещено отказывать в принятии копий электронных документов, сформированных на Едином портале интерактивных государственных услуг.



出所：单一インターラクティブ政府サービスポータル my.gov.uz

## サンプル2：【外国人就労権利確認書を取得するための申請書（ロシア語）】

Получение подтверждения на право трудовой деятельности на территории Республики Узбекистан

Шаг 2:  
Информация о заявителе

67%

Организационно-правовая форма \*  
Некоммерческая организация, не включеная в другие группировки

Основные виды деятельности \*

Регион деятельности \*  
Выберите ...

Район деятельности \*  
Выберите ...

Юридический адрес \*

Телефонные номера, в том числе номер руководителя организации \*

出所：单一インタラクティブ政府サービスポータル my.gov.uz

### サンプル3：【外国人就労権利確認書を取得するための外国人アンケート（ロシア語）】

Получение подтверждения на право трудовой деятельности на территории Республики Узбекистан

Шаг 3:  
Информация об иностранном гражданине 100%

ФИО.\*

Серия и номер паспорта иностранного лица.\*

Дата рождения \*  
 день.месяц.год

Гражданство \*

Пол \*  
 Женский  
 Мужской

Образование, специальность \*

Опыт работы по заявленной специальности либо специальности по диплому \*

Предполагаемая заработная плата, регулярность \*

Предполагаемая должность \*

Номер визы \*

Тип визы \*

Срок действия визы \*  
 день.месяц.год

Адрес проживания в Республике Узбекистан \*

Номер телефона \*  
 (99) 999 99 99

Электронная почта

Копия паспорта иностранного гражданина

Статус иностранного гражданина \*

Копия въездной визы - предоставляется только в случае наличия граждан иностранных государств, с которыми установлен визовый режим. При этом допускается привлечение исключительно следующих типов въездных виз: трудовой визы «Е», деловых виз «В-1» и «В-2», служебной визы «С-3» или иных типов виз, предусмотренных для соотечественников.  
Копия въездной визы

Фотография размером 3 x 4 см

Проект трудового договора, подтверждающий предварительную договоренность с работодателем о намерении и условиях привлечения иностранного работника на территории Республики Узбекистан, с указанием размера заработной платы (вознаграждения)

Документы, подтверждающие квалификацию иностранного гражданина

Краткие сведения о работодателе (в случае необходимости получения статуса высококвалифицированного и (или) квалифицированного специалиста)

出所：単一インターラクティブ政府サービスポータル my.gov.uz

#### サンプル4：【受け入れ組織等のビザ支援申請書（英語）】

visa.mfa.uz/info-travel/create?language=en

VISA O'zbekcha Русский English

### Travel Information

TRAVEL INFORMATION PERSONAL INFORMATION DOWNLOAD APPLICATION

Period of Visit, from \* day.month.year to \* day.month.year Number of entries \*

Duration of Visa Procedure \* Duration of Stay \* Place of Visa Issuance \*

Route of transiting through the territory of Uzbekistan (choose from the following list no more than 5 points):

Purpose of Visit (in detail) \* Inviting Party \*

Captcha

Next

Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Uzbekistan. Consular department. 100000, Tashkent, st. Amir Temur, 3. Phone: (+998 71) 236-27-07. Fax: (+998 71) 239-15-17

Copyright © 2025 DITC. MFA Version 1.2.01

出所：ウズベキスタン外務省ウェブサイト

サンプル5：【ビザ申請書（ロシア語）】

Министерство иностранных дел Республики Узбекистан				
Визовая анкета				
Дата заполнения: [REDACTED]		Срок истечения: [REDACTED]		
Фамилия [REDACTED]				
Имя [REDACTED]				
отчество [REDACTED]				
Дата рождения [REDACTED]	Место рождения [REDACTED]	Страна рождения <b>Япония</b>	Гражданство <b>Япония</b>	Прежнее гражданство
Тип паспорта <b>Обычный</b>	Номер паспорта [REDACTED]	Дата выдачи паспорта [REDACTED]	Кем выдан паспорт <b>MINISTRY OF FOREIGN A</b>	Срок действия паспорта [REDACTED]
Пол [REDACTED]	Семейное положение [REDACTED]	Планируемый срок пребывания [REDACTED]		
Количество въездов <b>Многократная</b>	Количество дней <b>90</b>	Срок рассмотрения визовой заявки <b>Обычный</b>	Место получения визы <b>Токио</b>	
Маршрут следования при транзитном проезде по территории Узбекистана (города): [REDACTED]				
Цель поездки [REDACTED]				
Приглашающая сторона [REDACTED]				
Род деятельности [REDACTED]				
Место работы (учебы) и должность [REDACTED]				
Адрес места работы (учебы) [REDACTED]				
Место постоянного проживания [REDACTED]				
Адрес проживания в Узбекистане [REDACTED]				
Предыдущие поездки в Узбекистан [REDACTED]				
Совместно следующие лица НЕТ				
Подпись заявителя _____		Дата (дд.мм.гггг): _____		
Примечание: Необходимо заполнить все пункты анкеты. Предоставление неверной информации может повлечь за собой отказ в выдаче визы или ее аннулирование				
Для служебных заметок Qayd № Berilgan sana		Blank № Muddati	Tasdiq № Tushum	Visa turi Xaqiqiy xarajat
				

出所：ウズベキスタン外務省ウェブサイト

## サンプル 6：【外国人の滞在登録のための受入組織等の願書（ウズベク語）】

	(туман (шахар) номи)
<b>МваФРБ бошлигига</b>	
(бошликонинг резолюцияси, имзо ва сана)	
Чикиш раками _____ Сана _____	
<b>ТАЛАБНОМА</b>	
Сиздан куйидаги чет эл фукароси ёки фукаролиги (юридик шахс номи)	
бўлмаган шахсни вактинча рўйхатга олишни (вактинча рўйхат муддатини узайтиришни) сўрайди:	
1. Ф.И.О.	(чет эл фукароси ёки фукаролиги бўлмаган шахснинг фамилияси, исми, отасининг исми киричада ёнлади)
2. Фарзандлари	(чет эл фукароси ёки фукаролиги бўлмаган шахснинг фамилияси, исми, отасининг исми хужжат бўйича лотинчада ёнлади)
3. Фукаролиги	4. Жинси
5. Тугилган жойи ва санаси	
6. Иш жойи ва лавозими	
7. Паспорт/харакатланиш хужжати №	8. Виза тuri va №
9. Виза ким томонидан расмийлаштириб берилган ва унинг муддати	
10. Сўралаётган вактинча рўйхат муддати (кунларда)	
11. Ўзбекистон Республикасига кириб келган санаси (Назорат ўтиш пункти)	
12. Вактинча яшаш манзили	
13. Уй-жой майдони берган шахснинг фамилияси, исми, отасининг исми (тел.)	
14. Хужжатларни расмийлаштириш ва тақдим этишга маъсул бўлган шахснинг фамилияси, исми, отасининг исми:	
Паспорт/харакатланиш хужжат серияси ва раками хизмат тел. раками _____ уяли тел. раками _____	
(юридик шахс раҳбарининг лавозими)	(фамилияси, исми, отасининг исми имзо)
(М.Ў.)	
<b>Изоҳлар. Талабнома юридик шахснинг маҳсус бланкасида ёки A4 форматли оқ қоғозда расмийлаштирилиб, юқори чап бурчалига дуёзсаннинг чиққини раками ва санаси кўрсатилган бурчакли штамм юйилади.</b>	
<b>Талабнамага уй-жой майдони берган шахснинг розыгулар аризаси изола қўтилади.</b>	

出所：2020年9月28日付閣僚会議決定第593号付属書第1号別紙1

<sup>1</sup> 2022年2月22日付閣僚会議決定No.86の付属書20号

<sup>2</sup> 各ランキングのホームページは以下のとおりである。

- QS世界大学ランキング：<https://www qs com/>
- THE世界大学ランキング：<https://www timeshighereducation com/>
- ARWUランキング：<https://www shanghairanking com/>

<sup>3</sup> 根拠法令：

- 外国国籍者および無国籍者のウズベキスタン共和国への入国、出国、滞在およびトランジット移動手続きに関する1996年11月21日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第408号（2025年8月26日最終改正）
- 外国国籍者および無国籍者に対するウズベキスタン共和国への入国・出国ビザの発給に関するウズベキスタン共和国内務相命令（1997年6月4日法務省登録第349号）

<sup>4</sup> 根拠法令：

- ウズベキスタン共和国の領事手数料（2013年12月24日付ウズベキスタン共和国大統領決定PP-2095付属書第3号。2021年9月10日最終改正。）
- 公的手数料に関する2020年1月6日付ウズベキスタン共和国法律第ZRU-600号

<sup>5</sup> 前掲注4・閣僚会議決定第408号付属書第2号